

はじめに―大河内文庫から

本稿は2015年7月31日に行われた大河内文庫合同研究会で報告したものを文書化したものであるが、そもそも筆者が山室軍平に注目するきっかけを与えてくれたのが大河内文庫であった。

筆者は法哲学・法思想史の立場から女性問題を研究することを試みていたが、その対象は現代日本におけるシングルマザーを含む女性特有の貧困問題や、虐待や育児放棄で家庭から逃れてきた少女が性風俗産業に至る問題であった。これらの諸問題を深く学ぶに付き、自らに歴史的蓄積が不足していることを痛感していたところ、本学に大河内文庫が存在することを知った。

社会政策の観点から戦前の貧困女性、特に売春婦の文献が多く所蔵されているのではないかと期待したのだが、意外にもその分野の文献をまとまった形で発見することが出来なかった。1911年に創刊された雑誌『廓清』の一部があるだけである。逆に戦後の文献は神崎清『娘を売る町―神崎レポート』（新興出版社・1952年）、雪吹周『肉体の白書―吉原病院記録』（東和社・1949年）、渡邊洋二『街娼の社會學的研究』（鳳弘社・1950年）などがあった¹。

上のような状況で筆者は、戦前の売春問題に一層強く興味を覚え、思想からのアプローチが可能か模索したところ、出会ったのが山室軍平（1872年～1940年）である。

山室軍平とは？

山室は岡山県出身の宗教家である。1888年に洗礼を受け、89年に同志社神学校に入学した（後に退学）。95年に救世軍に入隊すると、翌年には日本における最初の中尉に任命される。1900年からは自由廃業運動に本格的に関与する。具体的には名古屋へモルフィ（マーフィ）を訪問することに始まり、醜業婦救済所を設立し、吉原などの遊廓に廃業を促す「ときのかえ」を配布するなどした。昭和初期には沖野岩三郎による、次のような評価があった。「救世軍が今日の隆盛を見るに至ったのは、言うまでもなく、多くの士官や兵卒達の奮闘努力の結果ではあるが、若し山室軍平という一人を缺いたならば、恐らく今日の救世軍は無い

¹ 売春問題における戦前の重要文献で、筆者が既に把握しているものには、例えば次のようなものがある。石井美代『芸者と待合』（1919年）、副見喬雄『帝都に於ける売淫の研究』（1928年）、重田忠保『風俗警察の理論と実際』（1934年）。東大図書館のOPACで検索したところ、石井の文献は2004年に復刻されたものは東大には所蔵されていたが、原著はなかった。翻って、副見と重田の文献は東大に原著があった（石井の文献も、所蔵していた原著が何かの原因で失われた可能性がある）。大河内一男がこれらの書籍を購入せず、図書館あるいは所有者から借りて研究していた可能性は否定できないが、他の分野の重要文献を購入して所有していることから考えて、大河内は戦前には売春問題にあまり関心を抱いていなかったと推測して良からう。『大河内一男集』（労働旬報社・全8巻）においても、この問題に言及しているのは第6巻に収録の「二つの「下層社会」」であり、発表されたのは1950年である（「歴大な窮迫者や浮浪者や売春婦や犯罪人を沈殿せしめながら…」（266頁）「敗戦は…現役のプロレタリアを浮浪者や売春婦や犯罪人に近づけ、かれらをいわばルンペン・プロレタリア化そうとしている」（267頁）。「無数の「街娼」たち…敗戦後の『下層社会』の突端部であり、腫物の化膿した部分たるにすぎない」（272頁））。

であろうと断言しても宜いであろう」²。

他方、戦後の山室研究の代表的論者である小倉襄二は、以下のように述べている。「山室軍平の主張には時間系列による論理の発展とか理論の構築の完成といった視点はあまり重要ではないし、また、そうしたアプローチで整理することも無意味である。あくまで『主張』であって、その凝縮度、焦点、根拠をたずねることがすべてである」³。「悪場所の位相とその拡散のなかに一つの明治—大正期の実質があり、風俗としても一つの文化を形づくって生きつづけている廓の複雑な構造の理解のうえでの廃娼論ではないところに逆説的に山室の思想の特質がある」⁴。

確かに山室は大学人ではなく、実践の人であった。近世文化の研究成果を大きく活用しているとも思えない。しかし、たとえ山室自身は体系的議論をしていなくても、彼の思想を体系化することは可能ではないか。またその作業は、現代の女性問題について有益なのではないか。以下では、体系化の準備作業として、救世軍機関誌及び山室の言説の整理をする。

救世軍の娼妓に対する姿勢

救世軍は『閨聲』（46号から『ときのこえ』に改称）を、1895年から隔週で発行している⁵。救世軍がこの雑誌における姿勢は、社会経済の問題からのアプローチではなく、個人の「悔改め」アプローチであった。救世軍は家族の尊重を訴えるが、これは明治的家父長制の擁護ではなく、一夫一妻制の観点からなされたものである⁶。

『ときのこえ』47号（1897年10月15日）「罪惡の日本」では次のように述べている。

「今の日本の社会は道德上の乱世である無政府であります、(略)

所謂上流社会 又は金満家なる者が如何に猥褻不潔なる所業をなして愧ざるかを見給へ、彼等は妾を蓄へ妓を弄ぶ位は常のことと思つて居る (略)」

107号（1900年5月15日）「青年書生の墮落」では次のように述べている。

「或る紳士の物語に、「頃日青年の風儀が甚だ悪い。ほとんど言語道断の有様である。現に私しの弟の行つて居る音楽学校などには、女郎屋に起臥をして、吉原から通つてくる者があり升。…」

墮落したる日本よ、墮落したる青年よ、何ぼう日本の國が外部に許り開けたとか、何とか申しても根性の腐つた青年許り多い様では、國は日に日に衰へる許かりである。神様の御怒りは必らず銘々の頭の上へ落ちて参るに相違ござりませぬ〔。〕然らば如何にして我が愛する日本の國を、此る忌はしい有様から救ひ出すことが出来るかと申すに、其は唯速かに日本人一同が、義しくて慈愛ある眞の神様を信仰し、其御威光を畏れかしこみ、其御助けに由りて罪の汚から潔めて戴く他に、其道はないのであり升、罪人よ速かに天の眞の神様に立ち歸れ」。

112号（1900年8月1日）は、救世軍が娼妓解放に本格的に取り組む重要な年に出され

² 沖野岩三郎『娼妓解放哀話』（中央公論社・1930年）、274頁。

³ 小倉襄二「廃娼論の輪廓」キリスト教社会問題研究第6号（1962年）、50頁。

⁴ 小倉襄二「廃娼の思想」キリスト教社会問題研究30号（1982年）、249頁。

⁵ 救世軍が観劇会を通じて資金を得ようとしたことに対する石橋湛山の批判（1911年）がある。『石橋湛山全集第1巻』（東洋経済新報社・2010年）、177-179頁、184-185頁を参照。

⁶ 田中和男「救世軍の社会運動」同志社大学人文科学研究所編『山室軍平の研究』（同朋舎・1991年）36-44頁を参照。

たものであり、「醜業婦救済号」とされる。記念碑的な意味があろう。「女郎衆に寄せる文」では、「あなた方は何時迄も此んな仕事を好い事の様に考へて居てはならぬ、是非共速かに此る道ならぬ世渡を止め様と云ふ決心をせねばなりません」と、娼妓に直接語りかけている。

135号(1901年8月1日)「^{おいらん}娼妓に正業を勧むる文」は、学業もままならない娼妓達が読み易いようにとの配慮からだろう、平仮名を多用している。

「せけんには娼妓のじゆうはいじよを、わるいことよをにおもふ人がありますけれども、じゆうはいぎよをちつともわるいことではなくてたいそをよいことです。そのわけはもともと娼妓というしよをばいは女にたいせつなみさををけがし、男にふみもちをさせてそのためにおやかからかんどをされ、主人からひまをだされ、つまこをなかせたり又はおかねにつまつてどろぼをになったり、みなげをするよをなとんだまちがいさせる、まことにつみのふかいしょうばいでございます」。

山室軍平の廢娼論

続いて山室自身の主張だが、彼は原則として全廢論である。『ときのこえ』330号(1909年9月15日)「遊廓移転論」は、大阪市中之島での公会堂演説を収録したものである。山室はここで、北新地を大阪市外に移せと論ずるが、これはすぐに遊廓を根絶できない場合の次善策である。

351号(1910年8月1日)「遊廓問題私見」では、公娼を全廢すべし、急な実行が無理なら、次のことを実行せよ、と説く。①前借制度を嚴禁すべし、②廓内の飲食物を禁ずべし、③之を市外に移すべし、④醜業の広告を禁ずべし、⑤貸座敷業者の公権を剥奪すべし、⑥娼妓救済の道を開け。

380号(1911年10月15日)「救世軍人の家庭」では、救世軍人は、娼妓などとの関わりを持ってはならないと論じる。

「救世軍人の家庭には何はなくとも、少なく共神の祝福がなくはならぬ。何一つこれといふ程の家財はなくとも、少なく共純潔、平和、多幸多福なる家風といふものが存在し、出入をするほどの人々に、それ丈の感化を及ぼす様でなくてはならぬ。」

「第三、救世軍人の家庭は操正しき人々の寄合でなくてはならぬ。眞正の家庭は唯一夫一婦の操正しき處に於てのみ、之をみることを得べきものである。私共は婦人の操正しいことを望む如く、亦男子の操正しいことを要求せねばならぬ。妾狂ひだとか、藝者狂ひだとか、娼妓酌婦の類に戯れる様なことをする人間は、見下げ果てた不徳の人である、神の前に大なる罪人である。私共はまた正常の結婚をせずして、所謂内縁の夫婦などということを敢てする人々に反対する」。

単著として出された『公娼全廢論』(1911年)は、『ときのこえ』369号(1911年5月1日)、370号(5月15日)、371号(6月1日)に抄録されていたものである。山室は「我日本をして世界の青樓國たらしめてはならぬ」と述べ、その理由として①人道上、②風紀上、③衛生上、④市の繁栄、⑤日本国民の品位、⑥日本国民が世界各国に対する責任、を掲げた。

山室の娼妓関係で有名な著作である『社会廓清論』(1914年)では、彼の原則が強調されている。即ち、娼妓廢業は、どんな動機・理由からでも肯定されるべきである(中公文庫版43頁)。山室は自由意思による売春業にも否定的で、売春婦という職業自体を否定している。

同書第3章では公娼廢止の理由として、次の7つをあげる。①人道的、②道德上、③衛生

上、④社会の風紀、⑤土地の繁栄、⑥世界における、日本国民の品位、⑦世界の大勢。これを前述『公娼全廃論』と比較すれば、公娼廃止の理由付けを継承発展させていることは明白である。

第4章は「公娼廃止善後策」と題されている。山室は、「公娼廃止について、あまり多く貸座敷営業者に気兼ねする必要はない」（176頁）とするが、それでも最長6年の猶予は認めても良いとする。他にも、私娼取締厳格化、女子の職業紹介、無料花柳病病院、宗教心の涵養、貞操思想・職業教育などの提案をしている。

第5章は芸妓について述べたものであるが、キリスト者の立場から淫行について強く非難する文章がある。「彼の賤しい劣情を満足せしめんため、貧民の娘を辱しめ、弱き女性を虐げ、良心に反き、神に逆らう者の上には、ついに思い知るような天罰の落ち来る日があるのである。私どもは日本国民が、目ざめて貞潔の民となるに至らんことを、祈って止まざるものである」（248頁）。第7章において山室は、廃娼論は万人に共通の真理であるが、特にキリスト教信者が熱心であると述べている（300-1頁）。

『不幸女の救護』（1917年）は、山室機恵子が運営する東京婦人ホーム（醜業婦救済所の後身）で収容した多くの女性に関する調査を踏まえたものである（『社会廓清論』でも調査をしているが、『不幸女の救護』の方が、より調査を活かした記述である）。山室軍平は、娼妓、芸妓、私娼、犯罪者、不良少女、家出女、困窮者など、資金があればそれぞれのカテゴリごとに収容し、世話をしたいと述べている（3頁）。

同書で興味を引くのは次の記述である。「斯くして芸妓にでもなる様な女は、大概不了見なる親が、娘に幼い時から遊芸など仕込み、行く末は芸妓にでも、妾にでもなって、所謂氏なくして玉の輿に乗らせたい様なつもりで、教育している者が多いらしい。…どうかもっと、子供等に勤勉力行の習慣をつくらせ、又神を敬うて清い行をする気風を養はせたいものである」（33頁）。翻って私娼については、「之を感化保護の上より言へば、娼妓よりも酌婦の方が余程困難である」（45頁）と述べる。『社会廓清論』に比して、芸妓や私娼に関して深い考察がされている。

『公娼制度の批判』（1929年）では、構造的問題に対する指摘に重点が置かれている。「殊に日本の公娼制度にあって、他の何れの文明国にも見出されない、二つの奇怪至極なことがあるといふのは、所謂貸座敷業者と、又前借金とが、それでありませう」（2頁）。

同書では人買、口入業者、娼妓名簿登録手続、娼妓の年齢、詐欺行為、遊廓での飲食提供、検閲、娼妓が娼妓取締規則を知らないこと、娼妓廃業願の受理、警察による貸座敷業者保護、娼妓に対する教化の困難、貸座敷業者による宣伝活動などが議論されている。

更に山室の議論は国際条約にも及ぶ。1910年「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買禁止ニ関スル国際条約」（6頁）（山室の記述では条文名が不正確であったので、修正）や国際連盟による1921年「婦人及児童ノ売買禁止ニ関スル国際条約」（13頁）に言及している（日本は1904年の「醜業ヲ行ハシムル為ノ婦女売買取締ニ関スル国際協定」を含め、これらを1925年に批准）。

終わりに

今後は山室の思想の体系化と合わせて、当時の芸娼妓関係判決の及び1920年代中頃から目立つようになった娼妓の集団逃走・ストライキなどの現象を研究対象にしていく。